

■主要施策・主要事業の概要 □成果指標	平成34年度までの工程				
	H30	H31	H32	H33	H34
■児童生徒が将来にわたって地域で活躍できる力を身に付けるため、特別支援学校の強みを生かした教育を推進します。 □児童生徒の作品やボランティア等を地域に提供した特別支援学校数 ㉘5校→㉙11校	7校	8校	9校	10校	11校
■福祉的就労が想定される生徒の作業学習等を含め、生徒の働きたい想いに応える就労支援をさらに充実します。 □「とくしま特別支援学校技能検定」の受検者数（累計） ㉘512人→㉙2,400人 □県立特別支援学校高等部卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率 ㉘100%→㉙100%	800人	1,200人	1,600人	2,000人	2,400人
■「ポジティブな行動支援」の考え方の浸透を図り、各園・学校全体でその取組を推進します。 □「ポジティブな行動支援」に取り組んだ園・学校の割合 ㉘準備→㉙100%	20%	40%	60%	80%	100%
■一人ひとりの学習上のつまづきに応じた自律型学習教材を作成し、活用を推進します。 □研究協力校において作成した自律型学習教材の問題数（累計） ㉘3,000問→㉙4,000問	3,200問	3,400問	3,600問	3,800問	4,000問
■高等学校において、将来の社会的自立に向けた学習内容（自立活動等）を取り入れた教育を推進します。 □「自立活動」等の指導が必要な生徒が在籍する高等学校における特別な指導の実施 ㉘推進→㉙推進	推進				→
■ICTを活用した教員用e-ラーニングを活用し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。 □特別支援教育に関するe-ラーニング研修支援システム問題にアクセスした件数 ㉘5,500件→㉙6,800件	6,000件	6,200件	6,400件	6,600件	6,800件
■学識経験者等と連携し、特別支援学校教員の専門性向上に取り組みます。 □「発達障がい教育・自立促進アドバイザーチーム」と連携した行動改善の事例数（累計） ㉘74件→㉙100件	80件	85件	90件	95件	100件
■生徒の社会的・職業的自立に向けた基礎的な能力の向上や勤労観・職業観の育成を図るため、インターンシップの実施をはじめ、組織的・体系的なキャリア教育を推進し、学校での教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成に取り組みます。 □高校におけるインターンシップの実施率(全日制・定時制) ㉘97.6%→㉙100%	100%	100%	100%	100%	100%
■職業に関する専門学科や総合学科で学ぶ高校生が、各大学科や学校独自の特色ある教育活動について、広く県民にアピールします。 □高校生産業教育展における来場者数 ㉘1,850人→㉙2,100人	1,900人	1,950人	2,000人	2,050人	2,100人

〈推進項目②〉人口減少社会に挑戦する「徳島モデル」の学校づくり

施策の方向性 徳島発の小中一貫教育の推進

小規模化する学校を存続させ、かつ教育の質を保障する徳島モデルの小中一貫教育として、地理的に分散した小中学校が人的・物的に連携する「チェーンスクール」、同一地域の学校や保育所、社会教育施設などが地域一体で教育に取り組む「パッケージスクール」という徳島発の小中一貫教育を全県に展開します。

小中一貫教育の強みを活かし、小学校において教科専門の教員が指導に関わることにより、学習への興味や意欲を高め、その楽しさを実感できる授業を実施します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章5(5)(6)】

- 「チェーンスクール」や「パッケージスクール」において、これまでに実施した取組や活動の検証を行うとともに、実践地区交流会を実施し、好事例や課題を共有し、各地区での実践が改善、発展していくよう努めます。また、取組の成果を県内外に広報・普及していきます。
- 小・中学校の教員が相互交流などを通して児童生徒の理解を深める取組の継続を推奨するとともに、その成果の普及に取り組みます。

施策の方向性 全国屈指の光ブロードバンド環境を活用した教育の推進

本県の強みである「全国屈指の光ブロードバンド環境」を活用し、テレビ会議システムでの遠隔授業の実施や、タブレット端末を取り入れた特色ある指導方法の確立など、ICTを効果的に活用し、教育の多様化と効率化を図るとともに、スーパーハイビジョン（4K・8K）の教育分野での展開を推進します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章1(4)、4(3)】

- テレビ会議システム等の遠隔システムを活用した遠隔授業など、ICTを効果的に活用した教育活動や研修等の充実を図ります。
- 教科等でのICT活用教育を推進するため、タブレット端末や電子黒板等のICT活用に関する実証研究を行い、その効果の検証及び普及・啓発により、教育の多様化と効率化を図ります。
- 小規模化する学校の生徒に対する教育機会を確保し、多様な学習ニーズに応えるため、大学等とも連携し、遠隔授業の充実を図ります。
- 4Kデジタルコンテンツを活用し、児童生徒が郷土徳島の文化財等への理解を深める取組の推進をはじめ、学校等において4K映像等の利用機会の拡大を図ります。

施策の方向性 二地域居住を加速する学校間移動の実現

二地域居住を促進するため、地方と都市の学校間移動を容易にし、双方で教育を受けることにより、それぞれの良さを実感し、多様な価値観を身に付けることができる「デュアルスクール」を創設します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章5(6)】

- 本県発「デュアルスクール」の全国展開に向け、引き続き取組を推進し、その意義を県内外に発信します。
- 「デュアルスクール」制度が創設されるまでの間は、区域外就学を認める区市町村教育委員会間でモデル事例を積み上げ、その成果と課題を検証し、課題解決のための方策を検討していきます。
- 学籍を異動させずに学校の行き来が可能となる「新しい学校のかたち」を制度化するため、国に対する政策提言を継続して行います。

〈主要事業実施工程表〉人口減少社会に挑戦する「徳島モデル」の学校づくり

■主要施策・主要事業の概要 □成果指標	平成34年度までの工程				
	H30	H31	H32	H33	H34
■小規模化する学校を存続させ、かつ教育の質を保証する徳島モデルの小中一貫教育を全県に展開します。 □学校分散型「チェーンスクール」実施地域数（累計） ㊦6地域→㊨9地域 □学校一体型「パッケージスクール」実施地域数（累計） ㊦2地域→㊨4地域	6地域	7地域	8地域	8地域	9地域
	3地域	3地域	3地域	4地域	4地域
■テレビ会議システム等のICTを活用した、公立学校での遠隔指導・授業や交流学习、研修、会議等を推進します。 □高校での双方向遠隔授業・講座の実施回数 ㊦15回→㊨28回 □テレビ会議システムの利用回数 ㊦550回→㊨650回	20回	22回	24回	26回	28回
	550回	575回	600回	625回	650回
■タブレット端末や電子黒板等のICT活用に関する実証研究を行い、その効果の検証及び普及・啓発を行います。 □電子黒板を活用した公開授業の実施回数（累計） ㊦5回→㊨50回	10回	20回	30回	40回	50回
■人口減少が急速に進む地域の高校において、豊かな資源を生かした教育プログラムを確立し、県内外から生徒が集う学校づくりを推進します。 □高校を拠点とした地方創生の推進 ㊦一→㊨推進	推進				→
■地方と都市、双方の視点に立った考え方のできる人材を育成する「デュアルスクール」のモデル化に取り組みます。 □「デュアルスクール」モデル化に向けてのモデル試行実施回数（累計） ㊦7回→㊨36回	12回	18回	24回	30回	36回

〈推進項目③〉 災害を迎え撃つ防災教育の推進

施策の方向性 防災知識の普及・啓発等の推進

南海トラフの巨大地震をはじめとする震災、風水害、火災等の災害から、生命・身体・財産を守り、被害を最小限に抑えるために、すべての県民が各自の状況に応じた自助、共助の防災活動ができることを目指し、幼児期から発達段階に応じてあらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、防災啓発・防災生涯学習を推進します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章5(1)、4(3)】

- 地域において想定される被害に備え、児童生徒自らが主体的に避難する行動力を身に付けるため、体験学習、フィールドワーク、講演会等を取り入れた防災教育に取り組むとともに、地域や学校の実情に応じた防災訓練・避難訓練を実施します。また、地域が主催する防災訓練にも積極的に参加し、地域と連携した活動に取り組みます。
- 教職員の防災に関する意識を啓発し、防災教育に関する指導力の向上を図るため、防災教育・防災管理に関する教職員の研修会を実施します。
- 国登録記念物「南海地震徳島県地震津波碑」をはじめ、地域に伝え残された災害を記録する史跡について、その歴史的価値や教訓を普及・啓発することにより地域の防災意識の向上を図り、また、市町村と連携しながら後世へ継承していきます。

施策の方向性 学校を核とした地域防災力の向上

県立学校の避難所としての機能を強化するとともに、消防団や自主防災組織といった、地域の様々な主体との緊密な連携による防災学習や訓練を実施することにより、地域の一員としての防災意識の一層の向上、災害発生時における支援活動への積極的な参画を促進し、地域と協働の防災体制づくりを推進します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章5(1)】

- すべての県立高等学校に設置した防災クラブの活動を推進するとともに、中学校にも設置を広げ、防災活動を通して地域と連携した防災ボランティア活動を推進し、地域防災の即戦力、将来の担い手の育成と地域防災力の向上を図ります。
- 「学校防災管理マニュアル」に基づき、校内の防災体制を整備するとともに、地域において想定される被害に備え、緊急地震速報等に対応した実践的な避難訓練や地域と連携した防災活動に取り組めます。
- 「熊本地震」における教育支援チームの取組経験を生かし、災害発生時の初動体制を整備し、地域の関係機関と連携し、迅速な避難所開設・運営支援につなげ、いち早く学校再開を果たすよう取り組めます。
- 県立学校が中核的な避難所として機能するよう、非構造部材の耐震化をはじめ、ライフラインの確保に向けた太陽光発電装置や自家発電装置等の設置を推進し、すべての県立学校において避難所機能を確保します。さらに、県立学校に整備した無線LAN環境を、災害時の通信手段として活用することにより、学校の避難所機能を強化します。

施策の方向性 地域防災を担う人財の育成

未来の担い手となる中学・高校生も含めて、自主防災組織等の活動における地域防災リーダーとして、防災士の資格取得を推進し、学校の防災クラブ活動や徳島県立防災センターの防災啓発サポーター活動等を通じた知識・技能の向上を図るとともに、市町村と連携した住民主体の避難所運営体制づくりを主導する快適避難所運営リーダーを養成するなど、地域防災を担う人財の育成を強力に推進します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章5(1)】

- 南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、地域防災の担い手となる人材を計画的に育成するため、引き続き、中学・高校生の防災士資格取得を支援します。
- 防災士資格を取得した中学・高校生を養成し、防災クラブを活動拠点として学校防災の牽引役として活動する中で、地域の実情に応じた防災訓練や防災ボランティアに取り組むことにより、地域防災の担い手となる人材として育成します。
- すべての県立学校に防災士の資格を有する教職員を配置します。また、防災人材育成センター等と連携し、防災士資格を取得した教職員のスキルアップを図ります。
- 災害時の速やかな学校再開を図るため、退職教職員を対象に復旧活動や学校避難所運営等の支援を行う教員OB防災ボランティアとして登録を募り、人材の再活用に取り組みます。

〈主要事業実施工程表〉 災害を迎え撃つ防災教育の推進

■主要施策・主要事業の概要 □成果指標	平成34年度までの工程				
	H30	H31	H32	H33	H34
■教職員の防災教育に関する指導力向上を図ります。 □県立学校への防災士資格を有する教職員の配置率 ㉑100%→㉒100% □防災人材育成センター等と連携した教職員のスキルアップ ㉑推進→㉒推進	100%	100%	100%	100%	100%
■国登録記念物「南海地震徳島県地震津波碑」等の災害記録を普及・啓発し、防災意識の向上を図ります。 □地域に残された災害記録の普及・啓発 ㉑準備→㉒推進	推進				→
■県立学校が中核的な避難所となるよう、施設を整備します。 □体育館等におけるトイレの洋式化率 ㉑28%→㉒100%	50%	75%	100%	100%	100%
■すべての県立中学・高校に設置した防災クラブの活動を推進し、地域防災を担う人材の育成を推進します。 □地域と連携した防災ボランティア活動の推進 ㉑推進→㉒推進	推進				→
■中学・高校生の防災士資格取得を支援し、児童生徒の防災対応能力の向上と地域防災の担い手育成を図ります。 □中学・高校生防災士養成数（累計） ㉑360人→㉒900人	500人	600人	700人	800人	900人

重点項目Ⅱ

一人ひとりが輝く！徳島の未来を育む教育の推進

〈推進項目①〉確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

施策の方向性 「知徳体」が一体となった成長を支援

子どもたちが、夢に向かって努力し、たくましく生きるために、心身ともに健康で、幅広い知識や教養、豊かな情操、道徳心などをバランスよく習得し、総合的な人間力を高める教育を推進します。

学校教育において、それぞれの校種における連続性のある教育活動の推進により、小一プロブレムや中一ギャップの解消に努め、子どもたちの笑顔あふれる学びの場を創造するとともに、「学力向上『徹底』プロジェクト」による学力の向上、「元気なあわっ子憲章」に基づく子どもの健康づくりなど、「知徳体」が一体となった成長を支援し、社会における一員として、自立し、協働できる人財を育成します。

読書活動は、子どもの知識や感性を育むとともに、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとの認識のもと、子どもの読書習慣を形成するための取組を推進します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章1(4)、2(1)(3)(6)、3(1)、4(1)】

- 鳴門教育大学と締結した連携協定に基づき、子どもたちの確かな学力の育成や問題行動等の防止、教員の人材育成等について協議を深め、より一層の連携協力体制を構築し、本県教育の充実・発展に取り組めます。
- あわ（OUR）教育発表会では、子どもたちの「生きる力」を支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成をテーマに、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する学校・園等がポスターセッションを行い、取組成果を広く普及するとともに、県内教育関係機関のネットワークを構築し、学校・園等の教育活動がより一層改善・充実するように取り組めます。

【確かな学力の育成】

- 全国学力・学習状況調査や徳島県学力ステップアップテストの結果分析から明らかとなった本県の課題等を踏まえ、大学や市町村教育委員会とも連携・協力を図りながら、学校訪問や教員研修等の機会を捉えて、各学校の授業改善や家庭学習の充実を支援することにより、学力向上、学習状況改善に取り組めます。
- 児童生徒が学びの過程の中で、他者との協働等を通じて自己の考えを広げ、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、自ら課題を見いだして解決策を考えたりするなど、各教科の学習を「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善することにより、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続ける子どもを育成します。

- 児童生徒の発達段階に応じて言語活動の充実を推進し、思考力や判断力、表現力の育成を図ります。
- 学習指導と学習評価の一体化を図り、子どもたちの確かな学力を育成するため、すべての児童生徒にとってわかりやすく、興味を持って取り組める授業を目指すとともに、個別指導や少人数指導の充実を図るなど、継続した授業改善を推進する体制を構築します。
- 幼・小・中学校の教員が相互交流などを通して幼児児童生徒の理解を深める取組の継続を推奨するとともに、その成果の普及に取り組みます。また、幼児期と児童期の円滑な接続を目指したスタート・カリキュラムに対する理解の促進も図ります。
- すべての児童生徒に求められる情報活用能力の育成に向け、各学校段階で求められる能力や教育内容などを明確化し、各学校で発達段階に応じた指導計画を作成します。
- 時代を超えて普遍的に求められる「プログラミング的思考」などを育むプログラミング教育を、小・中・高等学校を通じて組織的・系統的に推進するため、教科等の学習との関連付けを行いながら発達段階に応じて位置付けるように全体計画・指導計画を作成し、学校全体でプログラミング教育を推進します。

【豊かな情操の育成】

- 児童生徒が優れた芸術文化活動に触れる機会を充実させるため、鑑賞やワークショップなどの体験活動を学校に対して積極的に提供するとともに、児童生徒や学校の芸術文化活動に関するニーズと芸術家及び各種団体を結びつけ、地域の個性を生かした多様な活動の推進を通して、児童生徒の芸術文化活動に対する意欲や態度の活性化を図ります。
- 各園・学校や関係団体等の、読書環境を整える工夫などの情報提供により、子どもたちの主体的な参加を促す読書活動の取組を推進し、関係者・団体間のネットワークづくりを支援します。
- 地域の読み聞かせ団体等の協力を得て、学校における読書活動を充実させるとともに、ブックリストの普及や学校図書館の貸出冊数の増加に努めることで、家庭での読書活動につながる取組を充実させ、子どもの読書の生活化を推進します。
- 平成30年度から「読書の生活化プロジェクトV」をスタートし、読書量、学校図書館活動等の活性化に加え、読書の質の向上を目指し、高校生が取り組んでいる書評合戦（ビブリオバトル）を小・中学生に推奨し、読書の生活化をより一層推進します。
- 県立図書館開館100周年を契機として、児童書や調べ学習用図書の充実、専門性の強化などにより県立図書館の機能強化に取り組み、子どもたちの利用促進を図ります。
- 県立牟岐少年自然の家を子どもたちの体験活動の拠点として、地域の自然や文化活動を生かした自然体験・交流体験・環境学習等を実施し、達成感や成功体験を得ることにより、自己肯定感を育む取組を推進します。
- 地域で活動する社会教育団体間の交流の促進や情報提供を行うことにより、子どもたちの交流・体験活動の機会の創出を支援し、豊かな人間性を育みます。
- 小・中学校での「特別の教科 道徳」において、児童生徒の道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むため、体験的な学習や問題解決的な学習を適切に取り入れ、道徳教育の一層の充実を図ります。（重点項目Ⅱ 施策の方向性「豊かな心の育成」参照）

【健やかな体の育成】

- 徳島の未来を担うすべての子どもたちの健康づくりを目指して制定した「元気なあわっ子憲章」を広く県民に周知し、望ましい生活習慣の定着を図るため、肥満予防、肥満対策、歯と口腔の健康づくり等の取組を推進するとともに、憲章に基づく子どもたちや家庭の取組を応援します。
- 体育の授業に、専門性を持った県内プロスポーツ団体や大学教員、指導主事等を派遣し、体育の授業の指導や校内研修を支援するとともに、個に応じた指導を通して、すべての児童生徒に運動の楽しさを味わわせることができるよう、研修の充実を図ります。
- 保護者が子どもと一緒に運動する機会を設けたり、体力の土台となる生活習慣の大切さを保護者に啓発したりすることを通して、子どもの体力や健康に対する保護者の意識を高めます。
- 児童生徒が目標を持って運動に取り組むことができるよう、体力アップ100日作戦やプラス1000歩チャレンジの実施など、楽しみながら運動習慣の確立を図ることができる取組を推進します。

【学校における食育の推進】

- 栄養教諭等が各校の食育リーダーと連携・協力し、学校給食を生きた教材として活用しながら、すべての小・中学校において食に関する指導を積極的に実施します。
- 学校給食に県産の安全・安心な食材を活用することにより、感謝の心や郷土愛を育むとともに、野菜がおいしいと感じられるような献立作成に取り組みます。また、野菜摂取の大切さについての理解を深め、野菜摂取をはじめとする望ましい食習慣の形成に向けた取組を進めます。
- 栄養教諭等が中心となり、学校を核として、家庭、地域の生産者や関係機関・団体等とも連携しつつ、朝食摂取や生活習慣病予防など、発達段階に応じた望ましい食習慣の形成に向けた取組を進めます。

【学校保健の充実】

- 多様化、複雑化した健康課題に適切に対応するため、教職員、保護者を対象とした研修会等に専門家を派遣し、地域の保健課題解決のための支援を行います。
- 学校、家庭及び学校医、医師会等の関係機関と連携し、「肥満健康管理システム」による二次検診の受診を勧めるとともに、個々に応じた指導を行い、肥満対策、肥満予防及び生活習慣の改善に取り組みます。
- 飲酒・喫煙・薬物乱用に対する正しい知識理解を深め、望ましい行動選択ができる子どもの育成を目指し、警察、医師会、学校薬剤師会等の関係機関と連携し、薬物乱用防止教室をすべての小・中・高等学校において開催します。

施策の方向性 質の高い幼児教育の推進

県内すべての乳幼児が養育環境に関わらず、生涯にわたる人格形成の基礎を培う質の高い幼児教育・保育を提供するため「認定こども園」の設置促進、保育教諭、幼稚園教諭及び

保育士に対する研修の充実など必要な環境整備に取り組むとともに、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育の充実を図ります。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章3(2)】

- 平成29年3月告示の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、その共通性・独自性を考慮しながら、すべての幼児に対して質の高い教育・保育を目指す「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」の取組を進めます。
- 幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園は、いずれも学校教育の入り口であることから、幼児期にふさわしい生活を計画的に展開し、健やかな成長を促す幼児教育を提供するため、教員の資質及び専門性の向上を目的とした研修の充実を図ります。
- 幼稚園等から小学校への円滑な移行に向け、家庭や地域社会の教育機能を生かしながら、小学校教育との連携・接続を強化し、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を推進します。
- 幼・小・中学校の教員が相互交流などを通して幼児児童生徒の理解を深める取組の継続を推奨するとともに、その成果の普及に取り組めます。また、幼児期と児童期の円滑な接続を目指したスタート・カリキュラムに対する理解の促進も図ります。(再掲)

施策の方向性 生命・絆の大切さに関する教育の推進

中学・高校生をはじめとする若い世代に対して、かけがえのない生命を守るため、安全・安心な妊娠・出産に関する知識や情報を提供し、ライフプランの意識付けを行うとともに、経済優先・個人優先の価値観だけでなく、子どもを生子、育てることの意義、子どもや家庭の大切さについて理解を深める取組を推進します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章2(2)(3)】

- いじめを生まない環境を醸成し、いじめの未然防止を図るため、道徳教育において、規範意識を高め、自尊感情を育むとともに他者を尊重する態度を育て、生命の尊さを理解する豊かな心の育成を目指した取組を推進します。
- 道徳教育を通して、生命がかけがえのないものであり、生命あるものを慈しみ、敬い、尊ぶ心を育てるため、体験的な学習活動の充実を図ります。さらに、生命に対する畏敬の念や人間尊重の精神を培うことで、人間の生命があらゆる生命との関係や調和の中で存在し、活かされていることを自覚できるよう、各学校の取組を促進します。
- 将来における、妊娠・出産に関する正しい知識の習得と、育児に対する不安の軽減を図り、生命の尊さを実感できるよう、関係機関と学校との連携に努め、出前授業の実施などに取り組めます。
- 高齢者を共に支える社会の実現に向けて、子どもの頃から認知症への理解を深めるため、関係機関と連携して認知症サポーターの養成に取り組めます。

施策の方向性 子どもたちの健全な生活を守りぬく環境づくり

深刻化・複雑化する子どもの問題行動等に対し、子どもたちの尊厳が守られ、健全な生活が送れるよう、学校・家庭・地域が協働して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進します。

特に、いじめについては、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業や行事に取り組むとともに、いじめ問題について学び、教職員と一体となって、いじめの芽を敏感に察知し、絶対にいじめを許さない学校づくりを進めます。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章2(2)(5)、3(1)(3)(4)、5(2)】

【教育相談体制の充実】

- 各学校において「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校いじめ防止対策組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組みます。
- いじめや不登校等の問題にきめ細かに対応するため、スクールカウンセラーの全公立学校への派遣を継続するとともに、常勤化に向けた取組を推進することにより、相談体制の充実を図ります。
- 各小・中学校における児童生徒や保護者への支援、関係機関との連携等の体制整備のためにスクールソーシャルワーカーの拡充を図ります。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との協働を通して、教職員の専門性向上に努めるとともに、いじめや不登校等の問題の早期解決を図ります。
- 学校だけでは解決が困難な事案に対応するため、学校問題解決支援チーム（スクールプロフェッサー）や阿波っ子スクールサポートチームの派遣等、外部の専門家等と連携した取組の充実を図ります。
- ネットトラブル防止について、学校、家庭、携帯電話会社、法務局、警察、消費者情報センター、県関係課等と連携して取り組むとともに、児童生徒を対象としたネットトラブルへの相談体制の充実を図ります。
- 県警察本部と県教育委員会が締結した「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」を積極的に活用し、警察と学校とが連携をより緊密にすることにより、児童生徒の安全確保や問題行動等の未然防止を図ります。
- いじめ問題をはじめ不安や悩みについて、子どもたちがいつでも相談することができる「24時間子供SOSダイヤル」電話相談や民間の相談窓口等について、学校や家庭への周知を図ります。
- 鳴門教育大学と連携し、徳島版予防教育のプログラムを活用した授業を通して、いじめや自殺の予防に向けた心の教育に取り組めます。
- 「いのち」を尊重する心を育み、自他の生命の大切さ、自己の生き方について考えを深めることを目的とした教育の充実を図ります。

【人権教育の推進・充実】

- いじめの未然防止や新たな人権課題に対応していくために、教職員の資質向上と地域における人権教育推進者の養成を目的とした指導者研修会の充実を図り、すべての人の人権が尊重される広い視野に立った人権教育の枠組みの中で同和問題の解決を柱にした人権教育の推進・充実に取り組みます。
- ライフステージに応じた人権研修「“あわ” じんけん講座」を充実させるとともに、人権教育指導者用手引書を活用した人権教育を進め、いじめや差別の解消に資する指導内容や指導方法の工夫・改善に取り組みます。
- 「自尊感情」や「まわりの人を大切にできる心や態度」、「互いのちがいや多様性を認めることができる力」の育成が、学校での人権教育に期待されていることから（巻末 参考資料1(9)）、人権教育研究指定校での研究発表や人権教育主事研修会等を効果的に活用して情報共有し、実践的な研究の中で、いじめの未然防止や差別の解消に取り組みます。
- 学校教育における人権教育を推進するため、様々な人権課題に対応した講師を派遣し、教員の人権意識の高揚と指導力向上を図ります。
- 中・高生による人権交流学习を発展させ、校種間の切れ目のない人権教育の実践力向上を図る体制づくりを図ります。また、その中で様々な人権問題を解決する実践力を身に付けた次世代のリーダーの育成に取り組みます。
- 学校・家庭・地域が一体となり、人権教育の総合的な取組を通じて、地域ぐるみでいじめや差別のない社会を築くための人権教育を進めるとともに、その成果を県のホームページ等で公表することにより、学校における指導方法の工夫・改善につなげていきます。
- 社会教育における人権教育指導者研修会において、地域の先頭に立って人権教育を推進していくことのできる指導者の養成と、その資質向上を図ります。
- 命に関する作品の募集やその活用・展示を通して、幼児児童生徒をはじめ県民の人権意識の高揚を図ります。
- 識字学級との交流やフィールドワーク等を通して、地域の人から学ぶ機会を大切にするとともに、地域と連携・協働して人権教育の推進・充実を図ります。

施策の方向性 未来を拓く教職員の育成

すべての教職員が主体的に学び、自己を高め、学校目標を達成できるよう、ライフステージに応じた体系的な研修の実施や心身の健康保持・増進、ワーク・ライフ・バランスの浸透を図ることにより、生き生きとみんなが輝く学校づくりを推進します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章5(7)(8)】**【教職員の資質能力向上】**

- 本県教員のキャリアステージに応じて求められる資質・能力を明示した「とくしま教員育成指標」を踏まえた研修計画を定め、総合教育センターを中心に多種多様な研修を実施し、学び続ける教員を支援する環境を整備します。

- 教員採用審査の改善や採用予定者に対する採用前研修を実施するとともに、県内外の大学で教員採用説明会を開催する等の積極的な広報を展開し、優秀な人材の確保に努めます。
- すべての教員が受講する基本研修では、該当年度だけでなく、次年度以降の研修につながるよう意識の向上に努め、ミドルリーダー研修では、若手教員の指導を行う機会を設定します。学校リーダー研修では、教職員をまとめリードできる管理職の育成を目指すとともに、校内のリーダーを養成するためにリーダーシップ養成研修を実施します。
- 大学や関係機関と連携した教員研修や共同研究を推進することにより、知識・技能を絶えず刷新し、今日的課題に対応できる教員の育成を図ります。
- 授業等において、タブレット端末等を取り入れた指導ができるよう、教職員のICT活用指導力の向上を目指します。
- メンター制による研修の実施等、学校の実態に応じて校内研修が計画的・継続的に実施できるよう支援し、若手教員と先輩教員が学び合い、支え合って共に育つ環境を整備します。
- 不祥事根絶対策タスクフォースからの提言を踏まえ、全教職員のコンプライアンス意識の更なる高揚を図るため、引き続き所属研修に対して講師を派遣し、各所属における研修の充実を図ります。
- 教職員の高い規範意識を維持するため、eラーニングによるコンプライアンス研修を継続するとともに、絶えず研修内容を改善することにより、教職員の知識と意識の更新を図ります。
- 公立学校教職員を対象とする研修への国立及び私立学校教職員の参加など、教職員の人材育成における連携を促進することにより、本県全体の教職員の資質向上を図ります。

【教職員の健康保持】

- 教職員が安心して教育活動に専念し、その能力を十分に発揮できるよう、メンタルヘルスについての知識やストレスへの対処行動を身に付ける実践的な研修の充実に努めます。また、ストレス状態の気づきを促すストレスチェックの円滑な実施や、各種相談制度の周知方法の改善に努め、利用促進を図ります。
- 職場不適応状態に陥った教職員の再発防止のため、所属や専門機関と連携し、「職務復帰プログラム」等を活用することにより、きめ細かな復帰支援に取り組みます。
- 教職員の健康管理を支援するため、生活習慣病の予防・悪化防止のための出前講座の積極的な実施や、公立学校共済組合等との協働により、様々な機会をとらえ、特定保健指導の受診勧奨に努めます。

施策の方向性 教職員の負担軽減と経営感覚の醸成

教職員が「子ども目線」に立ち、一人ひとりの児童生徒に向き合える環境を整えるため、ICTの利活用をはじめ、不断の業務改善による負担軽減を推進するとともに、教育予算が未来への先行投資であり、かつ、国民の税金によって支えられているとの認識のもと、社会の変化や動きに的確に対応した経営感覚・コスト意識の醸成を図ります。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章5(8)(9)】

- 教職員が一人ひとりの児童生徒に向き合える環境を整えるため、統合型校務支援システム等の機能充実やテレビ会議システムを活用した研修等、校務の情報化を推進するとともに、調査やアンケート等を削減するなど不断の業務改善を行います。
- ミドルリーダーや管理職に対する研修を充実することにより、高い経営感覚やコスト意識を持ち、学校のマネジメントが組織的に行われる体制を構築するとともに、多様な専門的人材が積極的に学校経営に参画することにより、「チーム学校」として諸課題に対応できるよう支援します。
- 教職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、超過勤務時間の縮減や休暇の取得促進など、これまでの働き方を大きく見直す働き方改革に取り組むことで、心身ともに健康を維持し、子どもたちの指導に専念できる環境づくりを推進します。
- 教職員の勤務時間の適正な把握と分析を行い、管理職が率先して職場ぐるみでタイムマネジメント意識の醸成を図るとともに、円滑な校務遂行のための組織体制整備を推進します。
- 教育委員会内に「働きやすい職場づくり推進委員会」を設置し、教職員の多忙化解消と風通しのよい職場づくりを推進するとともに、学校の自発的な職場・業務改善取組を表彰し、活用できる事例を共有します。

〈主要事業実施工程表〉 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成

<input checked="" type="checkbox"/> 主要施策・主要事業の概要 <input type="checkbox"/> 成果指標	平成34年度までの工程				
	H30	H31	H32	H33	H34
■ 鳴門教育大学との連携協定に基づき、各専門部会での取組を通じて、本県教育の充実を図ります。 <input type="checkbox"/> 鳴門教育大学との連携 ㊹推進→㊺推進					
	推進				→
■ すべての学校・園に学力向上検討委員会を設置し、学力向上推進員を中心に児童生徒の学力向上を図るとともに、各学校の取組を情報発信します。 <input type="checkbox"/> 「全国学力・学習状況調査」における県平均正答率 ㊹調査で対象となっている国語・算数(数学)で全国平均正答率以上→㊺全国平均正答率以上					
					→
■ すべての児童生徒に求められる情報活用能力の育成に向け、各学校で発達段階に応じた指導計画を作成します。 <input type="checkbox"/> 情報活用能力の育成に関する指導計画の作成 ㊹一→㊺推進					
	準備	策定	推進		→
■ プログラミング教育を、小・中・高等学校を通じて組織的・系統的に推進するため、教科等の学習との関連付けを行いながら発達段階に応じて位置付けるように全体計画・指導計画を作成します。 <input type="checkbox"/> プログラミング教育に関する年間指導計画の作成 ㊹一→㊺推進					
	準備	策定	推進		→

■主要施策・主要事業の概要 □成果指標	平成34年度までの工程				
	H30	H31	H32	H33	H34
■子どもの読書活動推進計画に基づき、県内全域で読書習慣の定着を図ります。 □一日10分以上読書（新聞等を含む）をする児童生徒の割合 小学校5年生 ㉙89%→㉚94% 中学校2年生 ㉙84%→㉚89%	90% 85%	91% 86%	92% 87%	93% 88%	94% 89%
■牟岐少年自然の家を拠点とし、地域との交流を深める自然体験・交流体験等を推進します。 □自然体験・交流体験等への参加者数 ㉙813人→㉚900人	900人	900人	900人	900人	900人
■学校・家庭・地域・専門機関等が連携した取組を実施し、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。 □「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において全国平均を上回る種目数 ㉙11種目→㉚17種目 □「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において運動好きの子ども割合が全国平均を上回るカテゴリー数の割合 (カテゴリー数は、小学5年生の男女、中学2年生の男女の計4) ㉙100%→㉚100% □ICTを活用した手軽にできる運動のランキング判定システムの参加グループ数 ㉙3,535グループ→㉚4,000グループ	17種目 3,600 グループ	17種目 3,700 グループ	17種目 3,800 グループ	17種目 3,900 グループ	17種目 4,000 グループ
■県産の安全・安心な食材を活用した学校給食の推進や食に関する指導の充実、発達段階に応じた望ましい食習慣の形成のために、栄養教諭の配置を拡充します。 □小・中学校への栄養教諭の配置人数 ㉙57人→㉚64人 □栄養教諭・学校栄養職員による食に関する授業を半分以上の学年で実施する小・中学校の割合 ㉙100%→㉚100%	60人 100%	61人 100%	62人 100%	63人 100%	64人 100%
■地元の食材を使った学校給食を生きた教材として活用し、食に関する指導を充実します。 □学校給食に地場産物を活用する割合 ㉙35%→㉚35%	35%	35%	35%	35%	35%
■学校、家庭及び学校医、医師会等の関係機関と連携し、肥満対策、肥満予防及び生活習慣改善に取り組みます。 □生活習慣改善等の健康課題に対する取組を、学校教育計画に位置付け、推進している学校の割合 ㉙100%→㉚100% □「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において肥満傾向を示す本県児童生徒の出現率 (小学校5年生・中学校2年生) ㉙調査で対象となっている小5男女、中2男女が、全国平均出現率を上回る→㉚全国平均出現率以下	100%	100%	100%	100%	100%
■警察、医師会、学校薬剤師会等の関係機関と連携し、薬物乱用防止教室を開催します。 □薬物乱用防止教室を開催する中・高等学校の割合 ㉙100%→㉚100%	100%	100%	100%	100%	100%

■主要施策・主要事業の概要 □成果指標	平成34年度までの工程				
	H30	H31	H32	H33	H34
■就学前教育と小学校教育とのつながりを円滑にするため、幼稚園等と小学校の適切な連携の在り方について研究を進め、成果を普及します。 □幼稚園等と小学校の教員間で情報交換等の合同会議や研修会を行う割合 ㊹87%→㊺100%	92%	94%	96%	98%	100%
■小・中学校のより円滑なつながりと学力向上を図るため、小中一貫教育について研究を進め、成果を普及します。 □小・中学校の教員間で情報交換等の合同会議や研修会を行う割合 ㊹77%→㊺100%	90%	92%	95%	97%	100%
■各校種での連続性のある教育活動を実現するために、小・中学校間における教員の安定した人事交流を行います。 □小・中学校間における教員の人事交流 ㊹18人→㊺18人	18人	18人	18人	18人	18人
■いじめや不登校等の問題にきめ細かに対応するため、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実を図ります。 □スクールカウンセラーの配置校数（拠点校） ㊹78校→㊺83校	79校	80校	81校	82校	83校
■児童生徒や保護者への支援、関係機関との連携等のため、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を図ります。 □スクールソーシャルワーカーの配置人数 ㊹22人→㊺24人	23人	23人	23人	24人	24人
■「徳島県人権教育推進方針」に基づき、各学校における人権教育を推進・充実するため、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」「あわ」人権学習ハンドブック」を有効に活用し、教職員研修の充実を図ります。 □「あわ」じんけん講座の充実 ㊹推進→㊺推進	推進				
■人権教育研究指定校を指定し、その成果を広め、学校における人権教育の改善や推進・充実を図ります。 □人権教育研究指定校数 ㊹8校→㊺8校	8校	8校	8校	8校	8校
■様々な人権課題に対応した講師を派遣し、教員の人権意識の高揚と指導力向上に努めます。 □講師派遣による研修等の受講者の満足度 ㊹90%以上→㊺90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
■中学生・高校生及び特別支援学校生の交流を通じ、様々な人権問題解決の実践力を身に付けたリーダーの育成に努めます。 □中・高生による人権交流集会参加者の満足度 ㊹75%→㊺85%	75%	75%	80%	80%	85%
■学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみでいじめや差別のない社会の構築を目指します。 □人権教育総合推進地域の指定地域数 ㊹2地域→㊺2地域	2地域	2地域	2地域	2地域	2地域

■主要施策・主要事業の概要 □成果指標	平成34年度までの工程				
	H30	H31	H32	H33	H34
■社会教育における人権教育指導者研修会において、地域の先頭に立って人権教育を推進していくことのできる指導者の養成と、その資質向上を図ります。 □社会教育における人権教育指導者研修会受講者の満足度 ㉑90%以上→㉓90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
■自分の大切さや周囲の人の大切さをメッセージに託した命に関する作品の募集を通して、広く県民に人権尊重の精神の涵養を図ります。 □命に関する作品募集の応募作品数 ㉑5,531点→㉓5,000点以上 (㉑㉒㉓の平均値 4,806点)	5,000点以上	5,000点以上	5,000点以上	5,000点以上	5,000点以上
■「とくしま教員育成指標」を踏まえた研修計画を定め、総合教育センターを中心にキャリアステージに応じた研修を実施します。 □「とくしま教員育成指標」を踏まえた研修受講者の満足度 ㉑準備→㉓90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
■優秀な教員を確保するため、県内外の大学において教員採用に係る説明会を開催します。 □県内外大学における教員採用に係る説明会開催数 ㉑19回→㉓24回	20回	21回	22回	23回	24回
■校内のリーダーを養成するためにリーダーシップ養成研修を実施します。 □リーダーシップ養成研修受講者数（累計） ㉑準備→㉓550人	110人	220人	330人	440人	550人
■タブレット端末等を取り入れた指導ができるよう、教職員のICT活用指導力の向上を目指します。 □ICTを活用した授業実践の研修受講者数 ㉑400人→㉓440人	400人	410人	420人	430人	440人
■小学校英語教科化に伴う専門性向上のための研修の充実を図ります。 □英語教育充実のための研修における小学校教員の受講者数（累計） ㉑436人→㉓1,580人	580人	830人	1,080人	1,330人	1,580人
■各所属のコンプライアンス研修の充実を図るため、県教育委員会から講師を派遣します。 □各県立学校及び市町村教育委員会におけるコンプライアンス研修（要請）の実施回数 ㉑39回→㉓40回	40回	40回	40回	40回	40回
■教職員のメンタルヘルス不調の予防や再発防止のための取組を推進します。 □研修の充実や相談制度の利用促進、きめ細かな復帰支援の実施 ㉑推進→㉓推進	推進				→
■教職員の生活習慣病予防・悪化防止のための取組を推進します。 □公立学校共済組合等との協働により実施する、特定保健指導の推進につながる出前講座等の開催数 ㉑5回→㉓10回	6回	7回	8回	9回	10回

〈推進項目②〉 学校・家庭・地域が協働で取り組む教育の推進

施策の方向性 地域総ぐるみの子育ての実現

地域の実情に応じた学校と家庭・地域の連携協働体制を構築するとともに、週末等の教育活動の充実や放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した実施、空き教室の有効活用など組織横断的な連携はもとより、市町村、企業等を含めた「オール徳島」で施策を推進します。

人生経験豊富な高齢者の子育て支援活動への参加やユニバーサルカフェにおける多世代交流など、県民参加により人と人とのつながりや絆を深め、地域の子育て力や教育力の強化を図ります。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章3(1)、5(2)】

【学校・家庭・地域の連携】

- 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保し、経験豊富な高齢者をはじめとする地域の人々の参画を得て、多様な学びや体験活動を推進するため、放課後子供教室を実施します。
- 市町村と連携を図り、地域住民による学校の教育活動支援や子どもを対象とした学習支援を行うなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、地域の子どもを育てる体制づくりを推進します。
- 読書推進活動グループの協力を得ながら学校・家庭・地域が連携し、読書に親しむ機会の提供と環境の充実を図り、主体的に読書に取り組む子どもたちの育成を目指します。
- 県内すべての小学校区において、学校安全ボランティア（スクールガード）による見守り活動を行い、学校・家庭・地域・関係機関が連携して、登下校時を中心に児童生徒の安全確保に取り組みます。
- 関係機関と連携して安全教育の充実を図り、交通安全に必要な知識・技能の習得と交通安全意識の向上を目指して指導を行うとともに、通学路の安全点検等を通して危険箇所に対する対策を実施します。

【開かれた学校づくり】

- 保護者や地域住民等により行われる学校関係者評価について、その効果的な実施や公表方法について検討し周知に努めるとともに、学校評価を児童生徒一人ひとりの成長に生かすことができるよう取り組みます。
- 保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について、県内外における効果的な取組事例を市町村教育委員会や学校等に広く周知し、県内におけるコミュニティ・スクールの円滑な導入や効果的な取組の充実を図ります。
- 県民の教育に対する理解を深めるため、「とくしま教育の日(週間)」を中心に、より効果的な事業を実施するとともに、県のホームページや広報パネル等を活用し、さらに広く事業を普及・啓発するための広報を展開します。

施策の方向性 すべての子どもに均等な教育機会の提供

子どもへの教育機会の提供が生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、学校をプラットフォームとした福祉関係機関との連携、生活困窮世帯等への就学支援の充実など、次代を担うすべての子どもが、将来に夢と希望を持って成長していける社会の実現のため、子どもの貧困対策を推進します。

今後の取組 【関連する「第2期計画」の成果と課題 第3章5(7)】

- 高等学校等に在学するすべての意志ある高校生等が、家庭環境に関わらず安心して学ぶことができるよう、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給することにより、教育に係る経済的な負担の軽減を図ります。
- 高等学校を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間、継続して就学支援金相当額の支援を行います。
- 教育の機会均等を図ることを目的に、県立学校在学生のうち生活行動が良好であり、かつ、学資の支弁が困難な者や、単位制高校で就学支援金を受給しているものの支給限度単位を超過した者に対して、授業料及び受講料の減免を行います。
- 経済的理由により修学困難な高校生等に対して、奨学金を貸与することにより修学の機会を確保するとともに、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費を支援することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図ります。
- 定時制・通信制課程に在籍する有職生徒等に対して、教科書等の購入に係る費用を補助することにより、経済的負担を軽減し、不登校・中途退学経験者等への学び直しの機会提供として、定時制課程及び通信制課程での修学を促進します。
- 少子化の進行に伴う児童生徒数の減少等により、私立学校は運営面で大きな影響を受けていることから、私立学校の教育条件の維持・向上と修学上の経済的負担の軽減を図るため、私立学校教育に係る経常的経費への助成を行い経営の健全性向上を支援するとともに、生徒に対しては授業料負担を軽減するための補助を行うことにより、県民に多様な教育サービスの選択肢を提供します。

施策の方向性 豊かな心の育成

他人を思いやる心やおもてなしの心、自分への信頼感や自信、生命を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義や公正さを重んじる心など豊かな心を育むため、家庭や地域と連携した体験活動・交流など、多様な機会を通じ、道徳性を培う教育の充実を図ります。

いじめの問題や社会が直面する様々な課題に正面から向き合い、対応できる資質・能力を育むために、道徳の授業に問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れ、子どもたちが自ら考え、議論を通して学ぶ機会を充実します。